



### 3. 改定に伴う主な変更点

#### 【計画期間】

2018（平成30）年度を基準年度とし、2020年（令和2）年度から2029（令和11）年度までとする。

#### 【目標値】

ごみ排出量（総処理量）、リサイクル率、最終処分率の目標数値を見直した。

#### 【具体的施策】

- ・ 排出事業者への指導の徹底、強化
- ・ 大規模事業所ごみ減量推進事業の推進
- ・ 食品ロスを削減（新規）
- ・ 資源物の持ち去り対策の強化
- ・ 排出マナーの向上と収集運搬許可業者への指導の強化
- ・ 中間処理施設の計画的な整備

## 2. ごみ処理基本計画

### 1. 基本理念

私たちが生活し事業活動を行う限り、ごみは発生します。社会経済活動の拡大や快適で便利な生活は大量生産・大量消費を引き起こし、私たちは環境に過大な負荷を与え続けています。

特に、食品ロス量の削減や海洋に流れ出るごみの対策については、国連サミットで策定された「持続可能な開発のための目標（SDGs）」のターゲットの1つとなるなど、国際社会全体で取り組むべき課題となっています。

このようななか、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ手渡すためには、地球温暖化対策の観点も踏まえ、限りある資源を有効に活かす循環型の社会づくりに取り組まなければなりません。

そのため、次のことを基本理念とし、計画を推進します。

#### 基本理念

**みんなの工夫と実践で、環境負荷を一層低減し、  
循環型社会の実現を目指す**

### 2. 基本目標

#### 基本目標 1

**一人ひとりが環境や資源について  
考え、4Rに積極的に取り組むまち**

#### 基本目標 2

**環境に配慮した適正な処理体制が  
整備され、衛生的で安全・快適な生活  
環境が保たれる自然共生型のまち**

### 3. 数値目標

(1)ごみ排出量(総処理量)を

**2018(平成30)年度に比べ、2029(令和11)年度に約7.8%以上削減する**

(2)リサイクル率を

**2018(平成30)年度20.2%から、2029(令和11)年度24.0%以上に引き上げる**

(3)最終処分率を

**2018(平成30)年度1.7%から、2029年度(令和11)年度5.8%以下に引き下げる**

### 4. ごみ処理にかかる個別計画

◎基本目標1に基づく個別計画の主な取組

#### 4R推進計画

(1)「4R」への意識改革

- ・4Rやごみに関する情報提供
- ・ごみ環境教育の充実
- ・排出事業者への指導の徹底、強化

(2) リフューズ・リデュースの推進

- ・生ごみの減量
- (「3きり運動」の推進、食品ロスの削減)
- ・ライフスタイルの見直し

(3) リユースの推進

- ・不用品の再使用、再利用の活動の支援

(4) リサイクルの推進

- ・有価物集団回収運動の促進
- ・食品廃棄物(事業系)のリサイクルの推進

#### 「4R」とは

4Rは、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの4つの頭文字をとったものです。4Rに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことで、ごみの焼却等による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(循環型社会)をつくろうとするものです。

**Refuse** : リフューズ(発生回避)  
ごみになるものを家庭等に持ち込まないという考え方

**Reduce** : リデュース(発生抑制)  
ごみになりそうなものは、買う量・使う量ともに減らしていくという考え方

**Reuse** : リユース(再使用)  
不要なものが出て、そのまま使えるものならば繰り返し使用し、ものの寿命を最大限に活かすという考え方

**Recycle** : リサイクル(再生利用)  
再利用できなくて、ごみになる場合は、正しく分別し、資源として再生するという考え方

## ◎基本目標2に基づく個別計画の主な取組

### 収集運搬計画

- ・ 排出マナーの向上に向けた啓発活動の展開
- ・ 安全で適正な排出に向けた指導啓発の展開
- ・ ごみステーションの環境美化促進

### 関連するその他の取り組み

- ・ 不適正処理防止対策の推進
- ・ 災害廃棄物対策
- ・ 広域処理体制の確立

### 中間処理・最終処分計画

- ・ 中間処理施設の計画的な整備
- ・ 焼却残渣と不燃物の再資源化
- ・ 最終処分量の減量化等

## 3. 生活排水処理基本計画

### 1. 基本理念

本市における公共水域の状況は、下水道をはじめとした生活排水対策事業の継続により、河川・海域の全ての水域で環境基準を達成していますが、今後も継続して水質保全に取り組まなければなりません。生活排水処理に関しては、次の基本理念のもと、本計画を推進します。

#### 基本理念

**生活排水処理の重要性を認識し、生活排水処理施設の一層の整備推進に努めるとともに、啓発活動等を通じて各家庭からの発生源対策をより一層充実させることにより、公共水域の水質環境のさらなる向上と身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る**

### 2. 基本方針

#### 基本方針 1

公共下水道については、市街化区域を中心に、投資効果を踏まえた計画的、効率的な整備を進めます。また、整備区域においては普及啓発に努め、接続率の向上を図ります

#### 基本方針 2

公共下水道等の整備計画区域外においては、浄化槽の普及促進を図ります

#### 基本方針 3

し尿処理施設については、既存施設の改良・整備により長寿命化を図るとともに、適正管理と機能維持に努めます

### 3. 数値目標

#### 汚水処理人口普及率を

2018(平成30)年度 82.2%から、2029(令和11)年度 95.0%に引き上げる

### 4. 生活排水処理にかかる個別計画

#### 生活排水処理計画

計画的、効率的に公共下水道を整備し、また、公共下水道等の整備計画区域外においては浄化槽の普及を促進することにより生活排水処理の一層の推進を図ります。

#### し尿・汚泥の処理計画

計画処理区域で収集されるし尿・浄化槽汚泥（農業集落排水施設からの汚泥を含む）の処理主体については、現在の体制を継続していくことを基本とします。

なお、由布大分環境衛生組合解散後の野津原地区のし尿と浄化槽汚泥の処理は、大分市が主体となって実施します。

### ■今後のスケジュール

令和元年 8月23日(金)	第3回大分市清掃事業審議会 ・改定(素案)審議
9月11日(水)	経済環境常任委員会 ・改定(素案)及びパブリックコメントの実施について説明
9月17日(火) ～10月8日(火)	パブリックコメントの実施 意見集約
10月下旬	第4回大分市清掃事業審議会 ・パブリックコメント結果報告 ・改定(案)審議
11月上旬	答申
12月中旬	経済環境常任委員会 ・改定(案)の説明
令和2年1月	一般廃棄物処理基本計画決定
3月	経済環境常任委員会 ・計画書の配布

